

(案)

計画年度

令和7年度～令和12年度

大阪府における獣医療を提供する体制  
の整備を図るための計画書

令和8年 月

大阪府

# (案)

## 目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための大阪府計画	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	2
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	
(1) 家畜保健衛生所	
(2) 個人開設者	
第2 獣医師の確保に関する目標	7
1 産業動物獣医師の現状と確保目標	
2 獣医師の確保対策	
(1) 新規獣医師確保に向けた取組	
(2) 就業環境の改善に向けた取組	
第3 産業動物分野における相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	9
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用	
3 獣医療情報の提供システムの整備	
第4 診療上必要な技術の研修実施、その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	10
1 産業動物分野	
2 公務員分野	
3 小動物分野	
第5 その他産業動物獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	11
1 「動物愛護畜産課」の役割	
2 行政による広報活動の充実	
3 計画の進行管理	

## (案)

### 獣医療を提供する体制の整備を図るための大阪府計画

大阪府の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上に大きな成果を上げてきたが、近年、獣医療を取り巻く状況には、著しい変化が見られる。

産業動物分野においては、飼育規模の拡大等を背景とした慢性疾病の顕在化や、個体の生産機能に密接に関連する疾病の発生増加等が、生産性の向上を図る上での阻害要因となっている。

このため獣医師に対しては、衛生的な飼育環境指導等による疾病予防対策、集団管理衛生技術の提供、及び経済性を見据えた生産性向上指導等、幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

また、国内での高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生をふまえ、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化や事前対応型の防疫体制を確立するため、産業動物獣医師及び本府に勤務する獣医師の確保および家畜防疫に携わる獣医師の養成が喫緊の課題となっている。

犬、猫等の家庭で飼育する小動物分野においては、動物愛護に対する意識や生活における位置付けが益々向上しており、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化している。飼育者や社会のニーズに応じるため、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及啓発を行うことも求められている。

また、人や動物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生リスクの増大に対して、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して進められるなど、これらの取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと責任は増大している。

このような状況に対処し、本府の獣医療が今後とも畜産業の健全な発達、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため、国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に基づき本計画を策定するものとし、産業動物分野の獣医師の確保及び獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携を強化することで、本府の総合的な獣医療の向上を図ることとする。

なお、本計画は、平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献する。



# (案)

## 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

大阪府の農業分野における行政区分は、基本的には農と緑の総合事務所を単位として4地域に区分されているが、家畜保健衛生所の設置状況、家畜の飼養状況及び獣医師の診療体系から、府内全域を1区分とし、各施設が連携協力し府内全域の生産衛生管理機能の整備、診療、病性鑑定機能の充実強化を図り、家畜伝染病の予防、畜産物の安全性の向上を推進する。

### 1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

#### (1) 診療施設

(単位：か所)

区分	診療施設(計)	内容(開設主体の種類別内訳)					
		府	市町村	農業協同組合	農業共済組合	法人その他の団体	個人
産業動物	23	1	0	0	0	14*	8
小動物	854	5	9	0	0	421	419

資料： 獣医療法第3条の届出(令和7年12月現在)

注： 診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

\*： 公立大学法人大阪公立大学獣医学部附属獣医臨床センター(以下、大阪公立大学)及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所含む。

#### (2) 主要な診療機器等

令和7年10月に実態調査した産業動物診断施設の整備の現状は、次のとおりである。

#### ア 診療施設の整備状況

(単位：台、式)

開設主体の種類	調査施設数	診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑定室				
						細菌	ウイルス	生化学	病理	他
府	1			1	1	1	1	1	1	2
大阪公立大学	1	1	1		1				1	
法人等(牛)*1	2									
法人等(馬)*2	4	2		2						
法人等(鶏・うずら)*3	1	3	1	1						
計	9	6	2	4	2	1	1	1	2	2

## (案)

開設主体の種類	調査 施設数	焼却施設	エックス線 診療室	入院施設
府	1	1		
大阪公立大学	1		1	3
法人等（牛）*1	2			
法人等（馬）*2	4			1
法人等（鶏・うずら）*3	1		1	2
計	9	1	2	6

注：「エックス線装置」を有し、「エックス線診療室」を有しない場合には、移動型及び携帯型エックス線装置等が該当する。

\*1：大阪公立大学及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を除く「個人」及び「法人その他の団体」のうち、牛の診療実績がある開設主体で調査協力のあった施設。

\*2：大阪公立大学及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を除く「個人」及び「法人その他の団体」のうち、馬の診療実績がある開設主体で調査協力のあった施設。

\*3：大阪公立大学及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を除く「個人」及び「法人その他の団体」のうち、鶏・うずらの診療実績がある開設主体で調査協力のあった施設。

注：なお、大阪公立大学及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を除く「個人」及び「法人その他の団体」のうち、めん羊・山羊又は豚の診療実績がある開設主体で調査協力のあった施設はなかった。

## イ 主要な診療機器の整備状況

(単位：か所)

開設主体の種類	調査 施設数	検体成分分析装置				
		血液生化学 分析装置	血液電解 質分析装置	高速液体 クロマト フラフ	原子吸光 分光光度 計	その他の 分光高度 計
府	1	1		1	1	1
大阪公立大学	1	1	1			
法人等（牛）*1	2					
法人等（馬）*2	4	3	2			
法人等（鶏・うずら）*3	1	1				
計	9	6	3	1	1	1

## (案)

開設主体の種類	調査施設数	検体成分分析装置			
		自動血球計算機	牛乳中体細胞測定装置	乳成分測定器(ミルコスキャン)	血液ガス特定装置
府	1	1			
大阪公立大学	1	1			
法人等(牛)*1	2				
法人等(馬)*2	4	2			
法人等(鶏・うずら)*3	1				
計	9	6	0	0	0

開設主体の種類	調査施設数	生体画像診断機器			
		ファイバースコープ	エックス線撮影装置	超音波診断装置	心電音計
府	1				
大阪公立大学	1	1	1	4	1
法人等(牛)*1	2			4	
法人等(馬)*2	4	1	6	5	1
法人等(鶏・うずら)*3	1		1	1	1
計	9	2	8	14	3

開設主体の種類	調査施設数	生体画像診断機器				
		自動現像装置	イメージインテンシファイア	CT	MRI	PET
府	1					
大阪公立大学	1			1	1	
法人等(牛)*1	2					
法人等(馬)*2	4	3				
法人等(鶏・うずら)*3	1			1		
計	9	3	0	2	1	0

開設主体の種類	調査施設数	免疫・DNA診断装置等				
		酵素抗体測定装置	ELISA用プレートウオッシャー	蛍光顕微鏡	写真撮影顕微鏡撮影装置	嫌気性菌培養装置
府	1	2	1	1	2	
大阪公立大学	1				1	
法人等(牛)*1	2					
法人等(馬)*2	4					
法人等(鶏・うずら)*3	1					
計	9	2	1	1	3	0

## (案)

開設主体の種類	調査施設数	免疫・DNA診断装置等				
		PCR装置	DNAシーケンサー	孵卵器	クリーンベンチ	安全キャビネット
府	1	8		11		4
大阪公立大学	1			1		
法人等(牛)*1	2					
法人等(馬)*2	4					
法人等(鶏・うずら)*3	1					
計	9	8	0	12	0	4

開設主体の種類	調査施設数	理化学的治療機器					
		レーザー装置	ガス麻酔機	人工呼吸器	自動点滴装置	エックス線装置*4	治療用の放射線照射装置*5
府	1						
大阪公立大学	1		1	1	1		
法人等(牛)*1	2						
法人等(馬)*2	4	1					
法人等(鶏・うずら)*3	1	1	1	1			
計	9	2	2	2	1	0	0

\*4：撮影装置を除く

\*5：エックス線装置、PET 除く

開設主体の種類	調査施設数	受精卵移植関連機器		その他		
		マイクロマニピレーター	プログラムフリーザー	オートクレーブ	ガス滅菌器	遠心分離器
府	1			7		8
大阪公立大学	1			1	1	1
法人等(牛)*1	2		4			2
法人等(馬)*2	4			2		1
法人等(鶏・うずら)*3	1			1		
計	9	0	4	11	1	12

## 2 診療施設の整備に関する目標

### (1) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化や、生産者が求める集団管理衛生技術の提供等の課題に対処するため、病性鑑定機能の充実・強化や生産衛生管理機能の整備・充実が図られるよう、必要な施設、機器等の整備を推進する。

検査については現在、大阪公立大学との提携のもと、バイオセーフティレベル3検査室等大学の高度な施設・機器も利用し、各種検査の高度化・迅速化を図っているが、今後も新技術の導入等により、病性鑑定能力の向上及び情報提供機能を強化していく。

## (案)

### (2) 個人開設者

産業動物に係る個人開業診療施設については、家畜保健衛生所の所有する検査機器等の活用が図られるよう支援する。

また、診療施設において、高度な診療機器等を整備する場合には、獣医療法第 15 条の規定による、株式会社日本金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資制度の活用等により、その整備を推進する。

# (案)

## 第2 獣医師の確保に関する目標

### 1 産業動物獣医師の現状と確保目標

本府において産業動物の診療を行う獣医師の活動状況は、ほぼ個人開設者によるものである。乳用牛・肉用牛については個人開設者が個別に診療している。馬については、乗馬クラブが開設する診療施設が、府内全域の診療にあたっている。豚、鶏については一部の畜産農家のみが個人開設者の診療を受けているにすぎず、保健衛生指導、疾病発生時のまん延防止を主体として、家畜保健衛生所による指導が重要になっている。牛についても、伝染性疾病発生時には家畜保健衛生所の役割が大きく、個人開設者と連携して対応にあたることとなる。

産業動物獣医師の数は現在、本府に勤務する産業動物に関わる公務員獣医師が22名、民間の産業動物獣医師\*が16名である。このうち本府に勤務する産業動物に関わる公務員獣医師は、目標年度の令和12年度までに3名の退職者が見込まれている。今後とも家畜伝染病等に対する防疫体制に支障を来たさないよう、産業動物に関わる公務員獣医師の計画的な確保と配置に努めていく。

(単位：人)

獣医師数	令和7年5月現在	令和12年度までの退職予定者数
大阪府に勤務する獣医師	22	3
産業動物獣医師*	13	0
合計	35	3

\*：大阪公立大学及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を除く「個人」及び「法人その他の団体」のうち、牛又は馬、鶏・うずらの診療実績がある開設主体で調査協力のあった施設における勤務獣医師。

### 2 獣医師の確保対策

#### (1) 新規獣医師確保に向けた取組

本府においては、家畜保健衛生所の獣医師が産業動物分野において重要な役割をもつため、公務員獣医師の確保を図る。

獣医系大学の学生は参加型臨床実習やインターンシップを就業先選択の判断の一助としてのことから、獣医学生が公務員分野の業務の意義・魅力について知る機会を確保するため、家畜保健衛生所等での職場体験及び研修を積極的に受け入れる。

現在、家畜保健衛生所職員による大阪公立大学での講義、防疫訓練等の実習およびインターンシップ実習による病性鑑定技術の指導等を実施しており、今後も産業動物に関する獣医学教育への支援に努め、産業動物獣医師及び産業動物に関わる公務員獣医師の担い手育成に努める。

また、全国の獣医系大学における就職説明会等に参画し、本府における公務員獣医師の業務内容の紹介や、意義・魅力等の広報活動を積極的に行う。

#### (2) 就業環境の改善に向けた取組

公務員分野において、女性獣医師の占める割合が高くなってきていることや働き方改革に対

## (案)

応する必要があることを踏まえ、男女ともに産休・育休が取得しやすく、かつ、復帰しやすい環境の整備を推進するとともに、ワークライフバランスの実現に向け、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できるよう業務の質と量に応じた人員の確保に努める。

## (案)

### 第3 産業動物分野における相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

#### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を核とし、関係団体や個人の開業獣医師、畜産農家等と連携を図り、家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。

また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病発生時に備え、府の公衆衛生獣医師の家畜防疫活動への応援体制を整備し、防疫演習などを通じて、日頃から連携体制の強化を図る。

さらに、府県境防疫会議、病性鑑定協議会等を活用し、近隣府県との情報交換、共有を行うことで、府県をまたぐ発生に迅速に対応できる体制を構築する。

#### 2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物に関する診療の迅速化・的確化を推進するには、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であるが、高度な施設等をそれぞれの診療施設で整備することは過剰な設備投資につながるおそれがあるため、診療施設が有する機能及び業務の連携を推進するものとし、家畜保健衛生所と大阪公立大学の診療施設等の相互利活用については、連携協力のもと強化していく。

#### 3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、産業動物の獣医療関係機関や団体が参加する研修会等により、家畜保健衛生所が有する抗体検査、遺伝子検査等の衛生検査結果について情報提供や共有を図ることとする。

また、食肉衛生検査等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するための仕組みを構築する。

## (案)

### 第4 診療上必要な技術の研修実施、その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

#### 1 産業動物分野

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器や医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化、多様化していくことが見込まれることから、高度な知識技術の確保に努めるものとする。

一般診療だけでなく、安全で良質な畜産物の安定供給のため、集団管理衛生技術、農場 HACCP 等、幅広い指導を行う獣医師の養成のため、獣医師の組織する団体等が開催する学会等への開催について、府は情報提供に努め参加の促進を図る。

#### 2 公務員分野

公務員分野において、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護管理等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的として、国等が実施する技術研修、講習会等への参加の促進を図るとともに、多様化する家畜伝染病の迅速な診断技術等の修得を目的とした研修の実施を促進していく。

また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生を想定して、家畜保健衛生所だけでなく、公衆衛生部局、市町村、民間団体等が一体となった防疫演習を実施し、体制の整備と意識の統一を図っており、今後もより一層充実させる。

#### 3 小動物分野

小動物分野においては、専門分野別の技術の向上が今後ますます重要になることに加え、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及啓発を行うことも求められている。そのため、府は、公益社団法人大阪府獣医師会、公益社団法人大阪市獣医師会等が実施する講習会、技術研修会などに協力し、府における獣医療の質の向上を目指す。

## (案)

### 第5 その他産業動物獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

#### 1 「動物愛護畜産課」の役割

本府では、平成17年4月に「動物愛護畜産課」を設置し、家畜防疫、畜産振興など畜産に関する業務だけでなく、動物愛護管理、野生鳥獣保護・管理など、動物に関する行政事務を一元化した。産業動物、愛玩動物、野生動物に関わらず、動物に関する業務を行う獣医師が同じ部局に所属しているという利点を生かし、相互に連携して、家畜伝染病の発生予防とまん延防止、薬剤耐性菌対策や安全な畜産物の提供による食品の安全性確保など、「One Health」の実現に取り組んでいく。

#### 2 行政による広報活動の充実

ホームページ内容の充実により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、適切な獣医療に係る情報の迅速かつ正確な提供に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザを始めとする動物由来感染症については、府民の不安の払拭のために正確な情報と安心を与えることが重要であることから、府の獣医師による広報活動を推進していく。

#### 3 計画の進行管理

診療施設の整備目標については、年度末、家畜保健衛生所において整備した機器等についてリストアップし、感染症検査における効果を点検する。

産業動物獣医師の確保数は、年度末に当該年度発生した感染症の防疫に対する体制に支障がなかったかを家畜保健衛生所課長会議等で点検する。

また、新たな検査方法の開発や他府県での産業動物の感染症の発生等、社会情勢の変化に迅速に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う。